

学 会 彙 報

1999年3月31日

『教育行政学研究』第20号の刊行

〈特集：生涯学習社会における教育行政研究の課題〉

生涯学習の推進に伴う地方教育行政に関する研究課題

田代直人（山口大学）

生涯学習の振興を図る教育行政学研究の課題

沖野守（元山口県教育研修所所長）

生涯学習社会における教育行政研究の課題

堀和郎（筑波大学）

〈掲載論文〉

イギリスにおける保育学校運動の展開

—— 保育学校協会の活動を中心に ——

中嶋一恵（長崎女子短期大学）

臨時教育会議における沢柳政太郎の発言とその意味

—— 「高等教育機関増設ニ関スル建議案」提出経緯を中心に ——

竹本英代（広島大学大学院）

徳島県における総合選抜制度の維持・拡大要因に関する実証的研究

滝沢潤（広島大学）

佐竹勝利（鳴門教育大学）

〈文献紹介〉

福祉教育に関する基本的文献

菅井直也（広島文教女子大学）

1999年4月7日

西日本教育行政学会第21回大会プログラムの発送

1999年5月15日

西日本教育行政学会第21回大会開催（西南学院大学）

<研究発表>

沢柳政太郎とセカンダリー・エデュケーション・フォー・オール
竹本英代（広島大学研究生）

チャーター・スクールに子供を通わせている保護者の学校選択行動
佐々木 司（山口大学）

「開かれた学校」の実態と課題
加治佐 哲也（兵庫教育大学）

学校と大学の研究上の連携に関する研究
—— 一地方の実態調査を通して ——
佐竹 勝利（鳴門教育大学）

地域の特色を生かした生涯学習の推進
—— 島根県津和野町を中心として ——
田代 直人（山口大学）

オーストラリア連邦教育行政の歴史的展開
河村 正彦（近畿大学）

<総 会>

紀要編集委員長の岩永会員より、『教育行政学研究』原稿執筆要領の改正，紀要内容の検討課題，投稿論文査読（レフェリー制）の手続きの明確化，等について提案がなされた。審議の結果，紀要原稿執筆要領の改正についてのみ，原稿締切日を現行の10月末から毎年12月15日に変更することが決定され，その他については今後引き続き検討していくことで合意がなされた。

1999年8月18日 学会ニュース第42号，『教育行政学研究』第21号の投稿申込用紙発送。

1999年11月6日 西日本教育行政学会第22回大会は，広島大学で開催されることとなり準備委員長に仙波克也会員（広島大学）が選出された。

2000年1月31日 西日本教育行政学会第22回大会案内，発表申込書等発送。

2000年3月25日 西日本教育行政学会第22回大会プログラム発送。

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合はMS-DOSの標準テキストファイル(45字×38行)とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月15日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編集後記

緑色の鮮やかな若葉の季節となりましたが、会員の皆さまにはご健勝にて活躍のことと存じます。

さて、西日本教育行政学会の紀要第21号が完成しましたのでお届けいたします。本号の掲載論文は3編となりましたが、生涯学習、教育財政、教員養成問題など、いずれも今日的課題に切り込む質の高い論文を掲載できたことにより、編集委員会としての責を果たすことができたのではないかと喜んでおります。これもひとえに、執筆者と査読者の真摯な相互作用の結実と感謝いたしております。

また〈文献紹介〉においては、岡本徹会員により、開発途上国の教育計画の国際動向に関する貴重な論稿をいただきました。お忙しい中、快くお引き受けいただき感謝の念に絶えません。

地方分権一括法に基づいて学校教育に関する法令の改正が進み、更に各都道府県・市区町村教育委員会においては、学校管理規制の検討など、その具体化に向けた教育（行政）制度改革が急速に展開されています。このような教育行政が直面している課題に、本学会としてどのように応えていくことが可能なのか、会員の英知を結集することが求められているように思います。

「教育行政学研究」編集委員

岩 永 定
池 田 輝 政
加治佐 哲 也
河 村 正 彦

印 刷 平成12年 3 月31日

発 行 平成12年 3 月31日

発行者 西日本教育行政学会
〒753-8513
山口市大字吉田1677-1
山口大学教育学部 田代直人研究室
☎ 0839-33-5447

印刷所 グランド印刷株式会社
〒770-0941
徳島市万代町 6 丁目20-15
☎ 088-622-8448

Studies on Educational Administration

Naoto TASHIRO : A Study on the Concept of Lifelong Learning
—The Current Tasks of Educational Administration—

Koji KAMIDERA : Some Considerations on American Public School Finance
Reform during the 1930' s

Kazue NAKASHIMA : The Characteristic and Significance of the Training
Curriculum of Nursery School Teachers in England in
the 1920' s

Toru OKAMOTO : A Bibliographical Study on Educational Planning in
Developing Countries

No.21 March 2000

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research